

## 第2期川崎市空家等対策計画の一部改定（案）等について 意見を募集します

川崎市では、新たな空家等対策の推進に向け、「第2期川崎市空家等対策計画の一部改定（案）」等について7月12日まで市民の皆様から意見を募るパブリックコメントによる意見募集を実施します。

令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことから、適切な管理が行われていない空家等への対応を強化するため、「第2期川崎市空家等対策計画一部改定（案）」、「特定空家等判定基準一部改定（案）」及び「管理不全空家等判定基準（案）」を公開し、市民の皆様からの意見を受け付けます。

### 1 意見の募集期間

令和6年6月6日(木)から令和6年7月12日(金)まで

（郵送の場合は、当日消印有効。持参の場合は、令和6年7月12日(金)午後5時15分まで。）

### 2 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは市ホームページフォームメールのいずれかで提出

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレスまたは住所）」を明記

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（川崎市役所本庁舎18階）

FAX044-200-3970

### 3 計画案の閲覧方法

概要及び本編は次のとおり閲覧できます。

閲覧期間：令和6年6月6日(木)から令和6年7月12日(金)まで

閲覧できる場所

かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（川崎市役所本庁舎18階）

市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000166000.html>



### 4 その他

- 意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしません。市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
- 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 川本

電話 044-200-0174